

静岡県山林協会林業新規就業者確保促進事業実施要領

第1 目的

近年の林業労働をめぐる状況は、林業就労者の減少と高齢化の著しい進行など厳しいものとなっており、林業生産活動及び森林の適正管理を担う林業作業員の確保・育成が緊急な課題となっている。

このような状況に対処するため、静岡県が行う林業新規就業者確保促進事業により、林業へ新規に就業した者を対象に作業に必要な安全装備の調達に要する経費を助成し、もって林業作業員の安定的確保に資することを目的とする。

第2 事業の内容

この要領において、「静岡県山林協会林業新規就業者確保促進事業」とは、静岡県が実施する林業新規就業者確保促進事業業務委託に基づく事業で次に掲げるものをいう。

- (1) 公益社団法人静岡県山林協会（以下「協会」という。）が行う林業新規就業者の作業に必要な安全装備の調達に要する経費を助成するための事業

第3 事業の実施

1 安全装備支援

(1) 事業の内容

林業へ新規に就業した者を対象に、作業に必要な安全装備の調達に要する経費の一部を協会長が助成する。

(2) 助成対象者

助成対象者は、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの間に、次のいずれかの林業経営体に就業した者とする。

ア 育成経営体

イ 森林経営管理法 36 条の民間事業者

ただし、国の事業等で、本年度同様の支援を受ける者を除く。

(3) 対象装備品

対象となる装備品は、別表 1 のとおりとする。

別表 1 対象装備品

チェンソー、刈払機、防護衣、ヘルメット等保護具、ブーツ、その他安全装備品

(4) 助成額

助成額は、対象装備品の調達に要した経費の 2 分の 1 以内で、一人あたりの限度額は 200 千円とする。

(5) 申請の手続き

助成対象者から申請書（様式第 3 号）の提出期限は、令和 2 年 1 月末日までとし、助成対象者は対象装備品を購入したことを証明できる領収書等の写しを添付する。

なお、申請書の提出及び助成金の受領について、林業経営体の代表者が支援対象者の分をとりまとめて行うことができるものとする。また、助成を受けた者が、助成金受領後 3 年以内に林業から離職したことが判明した場合、解職理由を確認し、県と協議の上、助成額の返還について決定する。

第4 その他

この要領に基づいて計算した金額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和元年度から適用する。

年 月 日

様

林業経営体名：

氏 名：

(就業年月日：

印

)

安全装備支援申請書

次のとおり安全装備品を購入したので、助成金を交付されるよう、関係書類を添付して申請します

1 購入実績

装備品	購入価格 (円)	申請額 (円)	備考
計			

(注) 装備品を購入したことを証明できる領収書等の写しを添付

2 振込先

口座振込先金融機関名

銀行 支店

口座種別

No.

口座名義人